

後期高齢者医療制度

に関するお知らせ

～保険料率の見直しについて～

■保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成28・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

●均等割 (被保険者が等しく負担)	平成26・27年度 (年間) 51,472円	▶	平成28・29年度 (年間) 49,809円 (1,663円減)
●所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成26・27年度 10.52%	▶	平成28・29年度 10.51% (0.01ポイント減)
●賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成26・27年度 57万円	▶	平成28・29年度 57万円 (変更なし)

■均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

平成27年度まで

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(26万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(47万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

平成28年度より

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(26万5千円 ×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(48万円 ×世帯の被保険者数)	2割軽減

◆保険料の計算方法(平成28年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成27年中の所得-33万円)×10.51%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	--------------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成28年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします